

**平成24年度 先進対策の効率的実施による  
業務CO2排出量大幅削減事業設備補助事業  
(ASSET事業)  
公募説明会資料**

**2012年5月**

**環境省**

# 先進対策の効率的実施による業務CO2排出量大幅削減事業

## 必要性

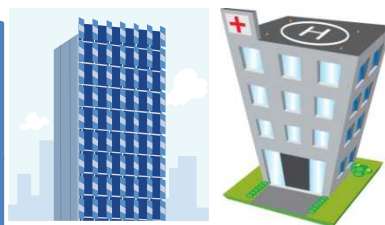
- ① CO2排出増に歯止めのかからない業務部門(90年比32%増)における対策が急務
  - ② 排出量の大部分を占める膨大な数の既存ストックへの対策が最重要
- ↓
- ③ 対策の費用効率性を高め、かつ総量削減を担保することにより、大量の既存ストックにおいて安く、大量かつ確実にCO2を削減することが必要

## 概要

関係者全員の削減努力を最大限引き出すため、市場メカニズムを活用

### リバースオークションによる費用効率的な先進対策導入

- 事業者は、環境省指定の先進技術を組合せ、削減約束値とともに申請
- 1トンの削減に必要な補助額の小さい順から採択(リバースオークション)し、補助することで、費用効率的な削減対策を実施。



先進対策

運用改善

排出量  
大幅 ↓

### 約束の超過削減への排出枠付与による運用改善のインセンティブ

- 見える化機器等を活用し、テナントや従業員等が運用改善に努力
- 削減約束量を上回る削減を達成した場合に排出枠を付与することにより、運用改善のインセンティブ強化

+



### 排出枠取引による総量削減

- 削減が約束量を下回る場合には排出枠購入により目標達成に活用

設備導入と運用改善により、業務部門の既存建築物から費用効率的に大幅な総量削減

# ASSET事業スケジュール

(Advanced **S**mart building promotion **S**cheme with **E**mission **T**arget)

## 2012年度

### 補助設備導入

【5/18～6/29】

- ・ 公募期間

【7月】

- ・ 採択者内示
- ・ 採択者向説明会

【交付決定後】

- ・ 工事開始

【8月～12月末】

- ・ 第三者検証受検

【2月頃】

- ・ 検証済算定報告書の提出

## 2013年度

### 削減実施年度

【4月～】

- ・ 削減対策実施開始

- ・ 排出量のモニタリング開始

- ・ 排出枠（JAA）初期割当の発行

- ・ 排出枠は随時取引可能

## 2014年度

### 調整期間

【4月～6月】

- ・ 2013年度の算定報告書の提出

- ・ 2013年度排出量に関するの第三者検証を受検

【11月30日まで】

- ・ 2013年度の排出量実績に応じた排出枠をシステム上に提出（償却期限）

## 2015年度

### 算定報告書作成

【6月頃】

- ・ 2014年度の算定報告書の提出

※第三者検証の受検は不要

補助金返還  
社名公表

# ASSET事業への参加形態について

## 今回の公募

### 1. 目標保有者

- 一定量の排出削減を約束し、先進技術等のCO2排出抑制設備等に対する補助金、排出枠の交付を受ける参加者
- 設備整備を行うビル等および補助設備の保有者の参加が必要
- テナント等で削減に協力することを望む事業者は、任意で目標保有者として参加可能
- 「先進対策の効率的実施による業務CO2排出量大幅削減設備補助事業」の「代表事業者」および「共同事業者」

## 今年度末に公募

### 2. 取引参加者

- 目標保有者が目標達成を円滑に行うため、排出枠の仲介を目的とする参加者
- 補助金及び排出枠の初期割当量は交付されない

# ASSET事業に参加するメリット

## ① 経済的メリット

(設備補助、余剰排出枠売却益、エネルギー費用削減)

## ② ノウハウの蓄積

(排出量の算定・検証(費用は環境省負担)、排出枠の取引実務)

## ③ 企業イメージの向上

(環境先進企業として)

# 補助金の申請者(目標保有者)

- 代表事業者・・・補助設備の所有者、補助金を受け取る事業者
- 共同事業者・・・代表事業者と共同で事業を実施する事業者

## ○補助金の申請者となれるもの

- ①民間企業
- ②独立行政法人通則法第2条第1項において規定される独立行政法人
  - 国立環境研究所など
- ③特定民法法人並びに一般社団法人、一般財団法人及び公益社団法人、公益財団法人
- ④法律により直接設立された法人
  - 環境保全機構、NEDOなど

**※国及び地方公共団体は対象外**

- 申請手続は、代表事業者からの委任を受けた第三者が代行も可

# 補助対象事業

- 予算総額 : 6億円(エネルギー対策特別会計)
- 1事業者当たり上限額: 5千万

1. 国内業務ビル等のCO2排出抑制設備導入
2. 対象事業場における基準年度排出量が50t-CO2以上
3. 補助設備には、別紙2の「先進技術リスト」の効率水準を満たす設備を少なくとも1つ含める
4. 2013年度の排出量を延床面積あたり、別添1別紙5に指定する建物の用途区分ごとの排出水準以下に抑える  
※ただし、可能な限りの対策を行っても水準以下に抑えることが構造上困難である場合はこの限りではない。

# 東京都、埼玉県の排出量取引制度の 対象事業所について

- 東京都、埼玉県の排出量取引制度の参加事業所(都／県内中小事業所や都／県外大規模事業所による参加を含む)も参加は可能
- ASSET事業は両制度とは異なる制度のため本制度の実施ルール、ASSETモニタリングガイドラインに沿った排出量の算定及び検証の受検が必要
- ASSET事業内での排出枠の売却は不可



# ESCO事業・リース等の活用について

## 【① シェアード・セイビングス契約方式のESCO事業者等の場合】

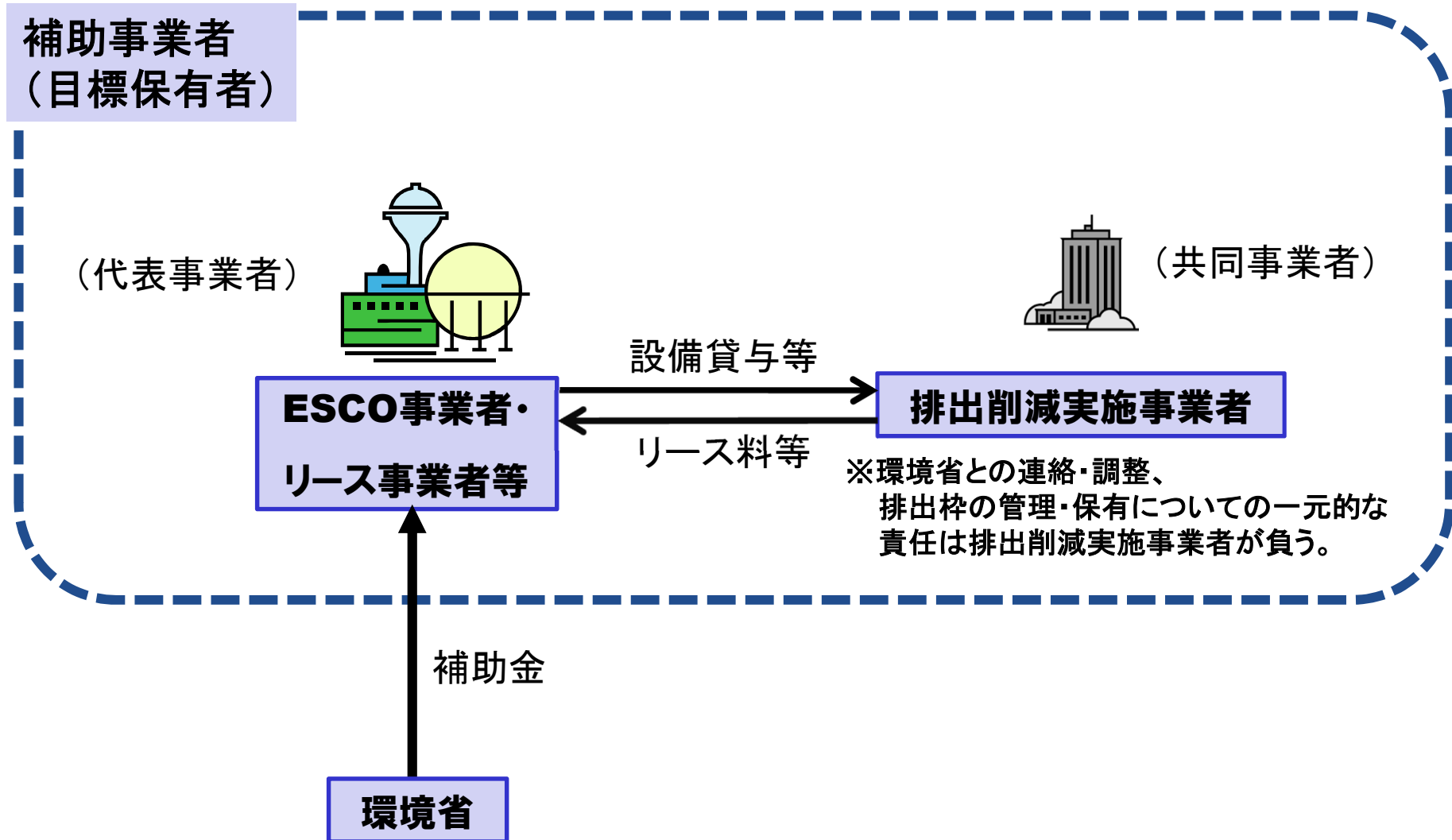
→目標保有者とESCO事業者等との共同申請

## 【② リース等を利用する場合】

→目標保有者とリース事業者との共同申請

- ①、②いずれの場合も、両者ともに目標保有者となり、補助金を受ける補助対象設備所有者(ESCO事業者、リース事業者等)を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者として申請
- 排出削減約束の責任は代表事業者・共同事業者が連帯して責任を負うが、環境省との連絡・調整、排出枠の管理・保有については、ESCO事業者、リース事業者以外の共同事業者が一元的に責任を負う
- リースを利用する場合、リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(リース計算書等)の提示が必要
- 割賦契約はリースには含めない

# 共同申請のイメージ図



# グループ参加について

単独事業場だけでなく、複数の事業場をまとめたグループ単位での参加も可能

## <申請例>

- 本社および複数の事業場から構成される企業が1グループとして参加。
- スーパーやフランチャイズチェーンの複数サイトが参加。

○原則として、同一法人の事業場によって構成されるグループのみ参加

○グループ参加する場合、補助対象設備導入のない事業場が含まれていてもよい

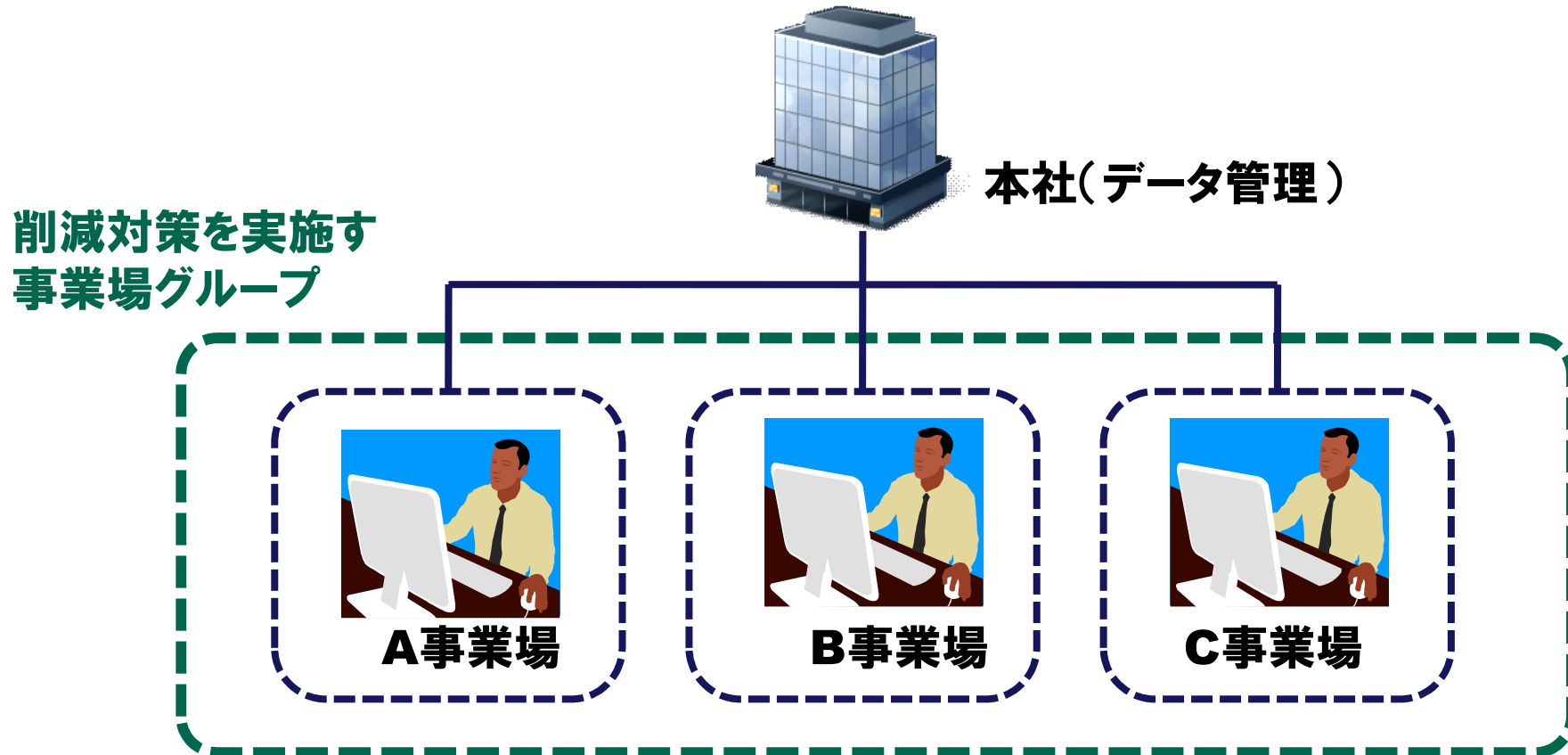
○対象事業場でのエネルギー・CO2排量管理が統一的に実施されていることが前提

○対象事業場を統括する算定責任者が任命されており、当該算定責任者が対象事業場のモニタリング方法に精通していることが求められる

# グループ参加のイメージ図

## <提出すべき算定報告書>

別添4-2 算定報告書 グループ参加用



# 補助対象となる経費について

○補助対象設備の整備に係る経費が対象であり、当該事業で使用されたことの証明が必要

- 補助対象経費の詳細は公募要領A別表「経費費目の細分について」を参照のこと
- 別表「経費費目の細分について」に従って、【別添1】の経費内訳を提出すること

○交付決定日から2013年3月末まで経費が対象

○他補助金と重複した補助金申請は不可

○補助対象経費の1／3が補助対象

○既存設備の撤去費用(撤去費に係る諸経費も含む)については補助の対象外

※その他の対象外費用は募集要領を参照

# 公募に必要な書類について

- ①別添1「整備計画書」
  - ②別添1別紙1 事業実施場所の一覧(グループ参加のみ)
  - ③別添1別紙2 他の補助事業の利用状況等について
  - ④別添1別紙3 法定耐用年数の根拠について
  - ⑤別添1別紙4補助対象として導入される先進技術による設備について
  - ⑥別添1別紙5床面積あたりの排出量について
  - ⑦別添2「経費内訳(平成24年度)」
  - ⑧別添3「2013年度の年間CO2削減目標量の内訳」
  - ⑨別添4-1 算定報告書 単独参加者用
  - ⑩別添4-2 算定報告書 グループ参加(事業場)用
  - ⑪企業のパンフレット等、応募事業者の業務概要の説明資料(様式任意)
  - ⑫導入する設備・技術に関する説明資料(様式任意)
  - ⑬建築基準法の確認申請、計画通知又は定期報告の写し(直近のもの)
  - ⑭建物の用途区分に関する説明資料(様式任意)
  - ⑮対象設備に関するリース契約書等(案)の写し
  - ⑯対象設備に関するリース料計算書等
- ※リース会社あるいはESCO事業者等との共同申請の場合であって、対象設備の導入に当たり、リース契約等を締結している場合については、⑮、⑯を添付して下さい。

(提出物)

単独参加者:①、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑪、⑫、⑬、⑭

グループ参加者:①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭

# 事業開始と実績報告について

補助事業に伴う契約日・発注日は、交付決定日以降

- 補助事業は環境省からの交付決定を受けた後、開始可能
- 補助事業の完了後、実績報告書を提出
- 現地検査

# 2013年度排出削減予測量について

(2013年度の排出削減予測量)

= (基準年度排出量(2009年度～2011年度平均)) - (2013年度の排出予測量)

- 対象事業場における補助対象設備以外による削減効果(省エネ努力など)を含めることも可能
- 採択基準の決定的なファクターとなる数値
- 公募書類に記載の2013年度排出削減予測量は、以後原則として変更不可
- 2013年度のCO2排出目標量は延床面積あたり、別添1別紙5に指定する建物の用途区分ごとの排出水準以下に抑える必要がある  
※ただし、可能な限りの対策を行っても水準以下に抑えることが構造上困難である場合はこの限りではない。



# 設備補助の採択基準

## 補助の費用効率性

$$= \text{補助金申請額} \div ((\text{設備導入によるCO2排出削減目標量} / \text{年} + \text{設備導入以外の排出削減取組によるCO2排出削減目標量} / \text{年} \times 1/2) \times \text{補助設備の法定耐用年数})$$

○「設備導入以外の排出削減取組によるCO2排出削減目標量」とは、施設の運用改善努力による削減量等を指します。設備導入に比べて削減効果の持続性に課題があると考えられることから、採択に係る審査に際しては削減量に1/2を乗じて評価。

※空間ごと、用途ごと又は個別機器ごとの分解能でエネルギー消費状況を計測・分析した上で、複数のエネルギー消費設備を制御するシステム等が設置される場合には、運用改善効果の継続が期待されるため、1/2を乗じる必要はありません

○「設備導入以外の排出削減取組によるCO2排出削減目標量」に1/2を乗じるのは、採択に係る審査を行うときのみであり、排出量の算定や排出枠の交付・償却等の場合には、1/2を乗じない。

○種類の異なる補助対象設備があり、それぞれの法定耐用年数が異なる場合には、複数設備の法定耐用年数の単純平均又はそれぞれの設備の排出削減効果に応じた加重平均をもって補助対象設備の法定耐用年数とする。

# 基準年度排出量の検証

**【2012年12月末まで】**

**環境省の委託する第三者検証機関の検証を受検し、  
基準年度排出量の算定報告書を作成**

- 検証費用は環境省が負担
- 事業者の希望も参考にしつつ、環境省が検証機関のマッチングを行います。
- 検証には、検証機関による排出削減事業者への実地検証も含まれます。

# 排出枠の初期割当量(JAA)の交付

2013年4月以降に排出枠の初期割当量(JAA)を交付

J A A (Japan Allowance for ASSET)交付量

= (対象事業場の基準年度排出量) - (2013年度排出削減予測量)

- すべての目標保有者と取引参加者は、お互いにJAAの取引が随時可能
- JAAに加えて、jCER(京都議定書の下でのCER/ERUクレジットに基づく排出枠)も、JAAと同様に目標達成に利用可能

# 2013年度実排出量の算定と検証

【2014年4月以降】

2013年度の実排出量を算定するとともに、環境省が委託する第三者検証機関による検証を受検

- ・上記により、2013年度のCO<sub>2</sub>排出量が確定
- ・排出削減実施事業者は、この確定した2013年度排出量と同量の排出枠を保有することが約束達成のために必要

# 排出枠の償却義務と補助金返還の可能性

【償却期限(2014年11月30日)まで】  
確定済み2013年度実排出量と同量の排出枠を  
登録簿システム上の償却口座に移転し、目標達成

- ・排出量実績が初期割当量を上回った場合、  
他の参加者等から余剰排出枠を購入して目標達成に充当することが必要



2013年度実排出量に対して、償却口座に移転した排出枠の量が不足する場合は、不足量に応じて、交付された補助金を返還しなければならない。

# 補助設備の財産管理

**補助事業の実施により取得した財産を処分しようとする場合は、予め環境大臣の承認（国庫納付の条件を付すことがある）が必要**

- 補助事業の実施により取得した財産については取得財産管理台帳を整備
- 法定耐用年数期間内に補助対象設備を転用・譲渡・取壊し・廃棄等した場合は、国庫納付

# 目標保有者の公募期間と採択結果

## 【公募期間】

**2012年5月18日(金)から6月29日(金)17:00まで**

- 必要書類を環境省へ提出  
(簡易書留等記録が残る方法による郵送)
- 採択した案件について、事業者名・事業概要等を  
プレス発表し、同時に環境省WEBサイトにおいても公開

○環境省WEBサイトの報道発表資料に掲載

<http://www.env.go.jp/press/index.php>

# お問い合わせ先

## ○ 設備補助や制度全般に関する問い合わせ

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室

E-mail: ASSET@env.go.jp

## ○ 先進技術、排出量の算定に関する問い合わせ

株式会社三菱総合研究所(平成24年度ASSET事務局)

E-mail: j-vets@mri.co.jp

TEL: 03-6705-6498